

1 開催日 平成 24 年 12 月 27 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

4 報告

- ・平成 24 年 12 月高知市議会定例会について
- ・新図書館等複合施設の実施設計について
- ・平成 24 年 8 月臨時会以降のいじめ問題の状況について (経過報告)
- ・高知市立学校教職員の人事異動内申の提出について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	学校教育課長	土 居 英 一
	市民図書館長	筒 井 秀 一
	人権・こども支援課長	岡 野 晃 之
	人権・こども支援課生徒指導班長	釣 井 一 俊
	新図書館建設室新図書館建設担当係長	小 新 貴 士
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	森 尾 美 舗

1 平成 24 年 12 月 27 日(木) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分 (たかじょう庁舎 5 階北会議室)

## 2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1105 回高知市教育委員会 12 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

本日は報告事項が 4 件ということになっています。

まず、「平成 24 年 12 月高知市議会定例会について」事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の秋沢でございます。

12 月高知市議会定例会本会議においてなされました教育委員会に関わる質問内容について、簡単に説明させていただきます。

お手元の資料、平成 24 年 12 月市議会個人質問概要をご覧くださいと思います。

質問の主な内容でございますが、学校耐震化や学校防災に関する質問、いじめ問題に関する質問、自由民権記念館に関する質問、就学援助に関する質問、子ども会に関する質問、閉校する追手前小学校・新堀小学校に関する質問などがございました。

今議会の教育委員会に関する質問は全部で 62 問、前議会に引き続いて、学校施設の耐震化やいじめ問題に関する質問をはじめ、就学援助や歴史・伝統文化に関する質問が多くみられました。なお教育委員会への質問の数 62 問は、9 月議会と同数でございます。

また、今議会における教育委員長への質問でございますが、高知県子ども条例に関する質問 1 問がございました。

詳細については、後ほど資料をご覧くださいと思います。

教育委員会から提案いたしました平成 24 年度補正予算議案 7 件、予算外議案として指定管理者の指定に関する議案が 2 件、不動産取得議案が 1 件、工事請負契約締結議案 1 件については、経済文教常任委員会並びに 12 月 20 日の本会議におきまして承認されましたことを報告いたします。

説明は、以上でございます。

門田委員長

12 月議会の個人質問の内容について説明がありました。この件について質疑等ございますか。

特にないようですので、次に移りたいと思います。

次に新図書館等複合施設の実施設設計について説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の筒井でございます。

新図書館等複合施設の実施設設計につきましては、これまでも進捗状況を本教育委員会に報告してきたところでございますが、本日はユニバーサルデザインの方針と財源に関する報告をいたします。

資料は、「新図書館等複合施設の設計について」という A 4 と A 3 の資料でございます。

まず、A 3 の資料 3 枚で説明します。設計におきますユニバーサルデザインの方針でございますが、この件については、県・市のそれぞれ担当部局との協議を重ね、また、県内 12 の障害者団体の皆様方と本年 1 月 19 日と 8 月 28 日に意見交換会を開催し、詰めてきたものでございます。

ユニバーサルデザインの基本方針として、「配慮の行き届いた施設」とするということでございます。

す。根拠としましては、ここに掲げておりますユニバーサルデザインの7原則、そして「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいた施設として整備いたします。

方針として、3つの項目にまとめております。

まず、1『わかりやすい』誘導でございます。内容は、エントランスロビーへのスムーズなアクセス。わかりやすいフロア構成・ゾーニングなどでございます。

次に、2『ゆとり』のあるデザインということで、エスカレーター、エレベーター、階段を組み合わせた垂直動線、見通しのいい書架・閲覧スペース、機能の充実したトイレ、このトイレにつきましては後から仕様をご説明します。さらに、車いす利用者への配慮などでございます。

3つ目は、『安心・安全』な施設ということで、安全な避難経路、死角の少ない施設、シックハウス防止対策などに留意しながら進めていきたいと考えています。

右上に障害者対応設備の例として、音声案内装置、聴覚障害者に対する非常警報装置、補聴支援システムといったものを例示しておりますが、このようなものを適切に配置していきたいと考えております。

例としまして、ユニバーサルデザインを反映させた1階の図面を提示しております。細かい説明は省略しますが、例えば左上追手筋側ですが、外構に音声案内表示がございます。そこから黄色の線は、点字ブロックでございますが、点字ブロックで建物左下隅の主出入口へ誘導することとしております。そこから主出入口を入ると、赤いカウンターで表現しておりますが、総合案内がございます。この総合案内には、触知案内図、電光掲示板、非常時表示装置、補聴支援システムなどが記載されておりますが、このようなものを配置して、ユニバーサルデザインの考え方を実現したいと考えております。

次の資料でございますが、関心の高いトイレのレイアウトでございます。視覚障害者生活訓練等指導員、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の担当者、理学療法士、障害者団体の皆様方と意見交換しながら進めてまいりました。オストメイト対応等の必要な設備を配置していると考えております。

なお、経済文教委員会でも、和式トイレの便器について「今の時代、もう全部洋式でいいのではないか。」という意見もいただいておりますが、現在の市の公共建築に関する考え方の中で、一定数は和式を配置しようというのが基本的な考え方となっております、この図書館においても、各階1か所は和式を配置するという考え方でおります。

多機能トイレ等、障害者のご意見によりまして、配置というのは様々な考え方、意見があるようで、それらをお聞きしながら最善の配置を詰めていきたいと思っております。

このようなプランに基づいて、1月末には障害者団体の皆様方と3回目の協議を開催して、さらに意見を伺うこととしております。

ユニバーサルデザインの方針につきましては以上ですが、なお、設計全般の説明会についても、来年1月には再開の予定でございます。本年1月に市民、県民説明会を開催しましたが、それと同様に県内3カ所で1月25日から開催することとしております。

さらに基本構想検討委員会、一昨年基本構想を検討いただきました委員の先生方にも1月中には説明会を開催して、現在の実施設設計の状況を説明し、意見を伺うことにしております。

続きまして、もう1件の報告事項でございます。A4横の資料をご覧ください。

本事業の財源の1つとして予定しています国土交通省所管の「暮らし・にぎわい再生事業」について、報告いたします。

「暮らし・にぎわい再生事業」と申しますのは、中心市街地の再生を図るため内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、まちなかに空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図るという考え方で国が支援するものでございます。

本市は11月30日に、中心市街地活性化基本計画が認定されましたので、本図書館事業につきます

ても、「暮らし・にぎわい再生事業」を活用することが可能となったところでございます。

市民図書館の事業に係るメニューとしては、A4横の資料の中ほど左に記載しております都市機能まちなか立地支援（公益施設の新築に対する支援）というメニューがございます。設計費用はじめ立体駐車場整備費、賑わい交流施設整備費などがその内容でございます。

その下の方に、賑わい交流施設整備費とは何かということ掲げております。多目的ホール、会議室、最後に図書館等と記載されておりますが、本事業でも多目的ホール、会議室、図書館がございますので、ここが該当するという考え方でございます。

2点目、賑わい空間施設整備（広場の整備に対する支援）というメニューがございますが、本事業における多目的広場、遊歩道の整備の財源を出すことが申請等で確認されているところでございます。この「暮らし・にぎわい再生事業」の活用により、県・市合わせて30億円程度の財源が見込まれることになっておりますので、報告いたします。

門田委員長

ありがとうございました。

ただいまの件について質疑等はありませんか。

西森委員

3点ほど伺います。

ユニバーサルデザインに関する資料のなかに、吉田東洋の石碑というのがありますが、先ほどの市議会の質問にもありましたが、これは場所が移るのですか、移ってここになるのですか。

市民図書館長

若干移るかもしれませんが、ほぼ同じ位置で再生することにしております。

西森委員

さっきの市議会での質疑の状況を見ると、何か名称についても意見が出ているのですか。

市民図書館

吉田東洋記念之碑という表現についてでございます。暗殺された事件について、記念というのは違和感があるというご指摘があります。直接の担当課は、民権・文化財課ではございますが、昭和初期に建てられたものですので、対応について考えているところでございます。

松原教育長

名前を変える方向で動くつもりです。ご子孫の方も、記念の碑というのはおかしいのではないかと、不快に感じているとお聞きしています。

龍馬の場合は、遭難の地と表現されていたかと思いますが、そんな感じがいいのではないかと考えています。

西森委員

2点目です。今のところ授乳室はどれくらい用意される予定ですか。

市民図書館長

館全体で2階に1か所という予定でございます。

新図書館建設担当係長

補足いたします。5階の子ども科学館に、乳児用スペースを設けておまして、そちらに授乳室的な扱いをするスペースを設ける考えですが、狭いもので実際どこまでできるのかまだ検討中です。

西森委員

3点目です。「暮らし・にぎわい再生事業」の内容について、賑わい交流施設に当たるのはどこかという線引きの問題で、なかなか難しそうですが、プラネタリウム部分はどうなりそうですか。

新図書館建設担当係長

プラネタリウム部分ですが、四国地方整備局との協議の中ではプラネタリウムの部分だけ対象外ということで答えをいただいています。

料金を取るという時点で、駄目だという話です。無料で入ります展示室の部分は、すべて今回の対

象となっております。

門田委員長

他の委員さん、いかがですか。

松原教育長

監視カメラはどうなっていますか。

市民図書館長

監視カメラは設置する方向で、場所と台数、箇所付けの精査はこれからです。

門田委員長

県民・市民の意見を全部満足させるのは無理ですが、多数の方の意見を聞きながらできあがっていくのは、とても大切だと思います。

立派な建物ができる期待感に溢れているが、行きにくいというか、敷居が高いという建物にならないように、親しみやすい、行きやすい施設であっていただきたい。そのためにはそこで仕事している方が、親しみやすく声を掛けて下さるような雰囲気があると大変いいなと思います。

他に図書館の説明についてございませんか。

山本委員

ハードの方は、こうした形で目に見えて分かるが、中で働く人の準備も順調に進んでいますか。

市民図書館長

設計がほぼ固まりつつあって、これはある程度見通しができていると思います。いよいよ図書館でどういうサービスを、どういう水準を目標に進めていくか、それを実現するためのスタッフの態勢、あるいは県・市の役割分担をどうするのかという議論を、これまでも大枠ではしておりますが、いよいよ本格的にする時期に来ていると思います。

正直いいまして、中々緻密な内容を開館に向けて行う必要がある時期にきていると考えています。

門田委員長

よろしく願います。それでは他にないようでしたら、次に移ります。

平成 24 年 8 月に教育委員会臨時会を持ちましたいじめ問題について、その後の報告をおねがいます。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課長の岡野でございます。

平成 24 年 8 月臨時会以降のいじめ問題の状況について、お手元の資料「平成 24 年度（4 月当初から 11 月末）高知市におけるいじめ問題の状況について」に基づき経過報告をいたします。

はじめに、いじめの認知件数と解消の有無についてでございます。8 月の臨時会では、7 月末の認知件数を小学校、中学校、高等学校合わせて 39 件と報告しました。その後、67 件の認知件数の報告がありまして、11 月末現在のいじめの認知件数は合わせて 106 件となっております。認知件数のうち、解消された件数、解消率、指導継続中の件数は表にまとめたとおりでございます。

解消率については、全体では 82.1%となっており、7 月末現在の県の解消率 82.3%、ほぼ同時期の全国の解消率は 78.9%となっておりますので、数字の上では、県や国と同じような状況となっております。

児童生徒の生命、又は身体の安全が脅かされる重大な事態に至るおそれがあると考えられる件数については 0 件の報告となっております。また、認知件数増加の要因としては、昨年度の認知件数が、52 件となっておりますが、今年度は 11 月末現在で 106 件と認知件数は増えております。教職員の意識の高まりにより、積極的ないじめの認知が行われていることや、子どもたちや保護者の意識が高まり、安心していじめを訴えることはできるようになってきたことなどが要因として挙げられると考えております。

継続指導中のケースは 19 件となっておりますが、調査と認知の時期によって継続中となっているものもありまして、12 月現在で解消または解消されて見守り継続中のケースが 11 件となっております。

す。

継続指導中の8件のケースの主な内容としては、指導後に再度悪口が始まるケースが4件、事実確認が困難なケースが1件、別室登校や教育研究所へ通所などのケースが3件となっております。

今後も継続して解消に向けた取り組みを、学校と連携して進めていきたいと考えております。

次に、いじめの態様でございますが、認知件数106件を校種別に複数回答でまとめたものでございます。昨年度の52件の態様と同様に、本年度も、「冷やかしゃやかからかい、嫌なことを言われる」「仲間外れや無視」「遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたり」などとなっております。今後も、これらの状況を踏まえて、未然防止や早期発見、早期対応といった取組を大切にしていきたいと考えています。

次に学校の対応についてでございますが、8月の臨時教育委員会でご意見をいただき、また臨時校長会で協議、確認しました内容を基に、いじめアンケート等の実施により、子どもたちの実態把握を行うなど、早期発見、早期対応への取り組み、学級や学年、全校集会等における学習や人間関係づくりを通じた事前防止、ケース会や支援会の開催など多角的な子どもの状況把握と組織的な対応、家庭と連携した指導や支援、そして困難なケースについては、教育委員会や関係機関と連携して対応しております。

最後に、教育委員会の取組としましては、学校からの相談や情報を基に、ケースによっては学校訪問をし、話し合いや指導、助言を行っております。

また、教育委員会の各所課が情報を共有し、それぞれの専門性を生かした学校支援を行っております。そして教職員研修の実施や支援、いじめ相談カードの作成と子どもたちへの周知、いじめに対する理解を深めるためのいじめ対応リーフレットや学習教材を作成しているところでございます。

お手元のいじめ相談カードは、10月末に作成して、高知市立学校の全ての子どもたちに配布しました。カードの表のカットは中学生に描いてもらったものでございます。

リーフレットは、現在、小学校低学年用、高学年用、中学・高校生用、保護者用、教職員用の5種類を作成しております。お手元のリーフレットは、中学・高校生用の校正前の原稿でございます。

また、学習教材「輝く未来」、仮称ですが、教育委員会の皆様にも協力いただいて子どもたちへのメッセージ集としてまとめているものでございます。

リーフレットも同様に、校正前の原稿でございますが、今後、目次やカット、文言について校正を行い仕上げていきたいと考えております。報告は以上でございます。

門田委員長

8月臨時会以降の具体的な取組について、詳しく説明をいただきました。

臨時に持った教育委員会での話し合いの中身が、その後生かされて、実行されているとのお話をお聞きしました。この件について、質問や意見がありましたらお願いします。

西森委員

いじめの態様についての問題ですが、一つ取り上げると、ひどく叩かれたり、蹴られたりするというのが載っております。これは、別項目の遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりすると項目が分けてあることからしても、深刻なものではないかと思うのです。こういうものについて、最も厳しい対応をしようと思えば、警察に届けることも有り得ると思います。ひどく叩かれたり、蹴られたりする。場合によっては、痣になっていれば傷害事件で、痣までできなくても暴行事件として立件は可能はずです。

すべきかどうかは、ケースバイケースと思うが、これらについて具体的にはどう対応されたのでしょうか。

人権・こども支援課長

子どもとの対応からみて、実際にいじめが、こういうような状況で、行為として表れたということでございます。そういったところにしっかりとアンテナを張って、未然防止をしたり、いじめが実際に起こった時には、早期に対応し取組を進めていくことが大事だと考えております。

いじめの態様として、ひどく叩かれたり、蹴られたりするということは、実際には、怪我をする場

合もございます。そういった場合には、いじめは、絶対に許されない行為であるばかりでなく、怪我をさせたりしたらその責任をも負わされていくんだということ、そういった未然防止の取組やいじめに関わった子どもたちへの理解を、しっかりさせていくことが大事なことだと考えています。そして、その行為をしっかり反省して、繰り返していかないためにも、加害者となった子ども、被害者の子どもたちも含めてですが、どういった解決のしかたがいいのかといったことは、保護者等とも相談しながら、場合によっては警察等と連携しながらしっかりとした対応をしていくことが大事であると考えております。

松原教育長

この件は、警察に被害届が出たということではないですか。

人権・こども支援課長

状況によっては、被害届が出たケースもあります。

松原教育長

実際に何件ありますか。

人権・こども支援課長

「ひどく叩かれたり、蹴られたりする」というケースは、小学校で2件、中学校で3件となっています。具体的な中身についての資料はこちらには持っておりません。

松原教育長

これらのケースで、警察に被害届が出されて、警察で調べられるというようなことがあったのですか、なかったのですか。

人権・こども支援課生徒指導班長

生徒指導班の釣井でございます。

一番最近の例で言うと、中学生で、女の子ですが、上級生が下級生に校内で暴力を振るって、校外へ連れ出して暴力を再び振るうということがあって、被害者側から被害届が提出されると同時に、学校に相談がありました。

加害者の子どもも、両親の離婚であったり、非常に状態が可哀そうな境遇でございます。お父さんが怖いために、今まで嘘をつき通して認めない生活を小学校から送ってきているために、学校の指導でも認めませんでした。取り調べを受けた警察でも認めず、結局回りの被害の状況、実際の警察の捜査によって、やっぱり間違いない、しかし本人が認めないということで、鑑別所に入っているという状態もあります。

そのような動きの中で、その子にも納得をさす、理解をさせる指導をしましたが、それがその子に通じずに、現在鑑別所で反省している状態になっているのではないかと思います。そういったケースもあります。

松原教育長

中学校の3件の中の1件がそれですか。

人権・こども支援課長

はい。

門田委員長

そのケースは、加害者も、被害者もそれぞれ一人ですか。

人権・こども支援課長

被害者は2名です。

門田委員長

学校で、先生方がこれはいじめじゃないかと思った時に、先生と子どもで対話しながら指導していくのですが、どうしても保護者の力も借りねばならない場合も出てきますよね。

その保護者の協力をいただくときに、どんな感じですか。反応は。

人権・こども支援課長

いじめを解消していくには、当事者同士はもちろんですが、保護者と一緒になって取り組んでいくことが大切になっていきます。事実関係ができた時に、保護者にもその事実を話して、今後子どもたちのためにどのようにしていったらいいかということを保護者と一緒になって考えるようにしています。

そして、一定事実確認ができ、本人の反省をもとに謝罪の会等を行う時にも、できる限り保護者にも一緒の場で謝罪の会をし、その後保護者も含めて子どもたちをしっかりと見守っていくようにしております。

松原教育長

「パソコンや携帯で誹謗、中傷や嫌なことをされる」ケースですが、これは具体的に、中学校だったら4件ありますが、例えばこういうケースがあったとかいうものはありますか。これから増えていきそうないじめの形態ですが、それが、重大事態になってないということであれば、それが分かった後どういった指導して収束しているのか、分かっていたら聞きたいのですが。

人権・こども支援課長

子どもと保護者から訴えがあって、パソコン等で悪口を言われたといったケースがございます。事実確認をしていく時に、実は悪口を言われたと言った子どもが、先に別の友達に例えば「うざい」とか「死ね」とかというようなメールを送っていたこともありました。そうしたメールなどでも、こういった内容のものが送られてきたという事実確認ができたなら、その場で当事者同士により事実確認をしたうえで、保護者と一緒になって解決に向けた取組をしていくようにしています。

先ほど申し上げたケースについては、保護者の方と話していく中で、自分の子が先にしたことが原因になったということがわかり、被害者側の保護者が、うちの子にも責任があるのだと認めていきました。そのように互いに事実を認めていく中で、互いの行為をしっかりと反省し、解消していったという報告を受けているケースもあります。

ただ、さきほど教育長が言われたように、これから携帯等を利用したネット上のいじめ等の問題が大きくなっていくことも予想されますので、しっかりとした携帯等の使い方とモラル、そういった事前の子どもたちへの理解を進めるという取組をしていくことが大事になっていくと思っています。

西山委員

小学生で、パソコン、携帯電話での嫌がらせが3件あるのですが、どんな方法でやっているのでしょうか。携帯電話ですか、パソコンですか。小学校では、普通パソコン自体あんまり使わないのではないかと思います。

人権・こども支援課長

携帯電話等の使い方については、今後、学校と連携しながら、正しい使い方を子どもたちに理解させていくのが大事だと思います。しかしながら、小学生の中でも携帯を持っている、または親の携帯を使ってという子どもたち同士でのやり取りは、必ずしも少なくない状況でございます。

そういった中で、ちょっとしたことで悪口を送るといったケースの報告があります。

小学生も中学生も、もちろん高校生でもそうですが、一度そういうものに載ったものは、なかなか削除はできない。そして、被害者側の子どもたちにとっては、大きく心の痛み等に繋がっていくものもあるので、そういう間違った行為を起こさないような学習や取組をしっかりとしていかなければと思っています。

西山委員

携帯電話ですが、教室内への持ち込みの実態はどうですか。持ち込みしてはいけない等のルールはあると思うんですが。持ってきても所定のところに置いておくようにとか、時間中には触ってはだめだとか言うような制約事項があると思うが、どのようなルールになっていますか。

また、中学校の場合、携帯を持っている生徒がいると思います。そうした時に、授業時間中に携帯電話をいじっている事実があるのかないのか。それと、もし携帯電話を持っている場合には、所定の

場所に置いておくように指導しているのかどうか、その点はどうか。

人権・こども支援課長

基本的には、学校に持って来ないということになっているが、それぞれの事情によってどうしても必要な場合には、あらかじめきちんと先生に伝えること、そしてその際の管理等についてはこうしますよと学校ではルールを決めて対応しています。

ただ、そうした中でそのルールをきちっと守っている子どももいれば、なかなかそのルールを守りきれない子どももいるのが現状です。そうした中で、授業中に携帯が鳴ると、学習に集中できないといったことも起こります。そうした事実が確認できた時には、個別に注意したりはしていますが、全部ルールが守りきれない状況があるのが現実です。その点について、子どもへの指導だけでは守りきれない、保護者の理解が大事になってくると思います。

先ほど委員さんから質問がありました携帯電話、スマートフォン、パソコンを使ったネット上のいじめのことは、リーフレットの中にもこれを入れて、こういう様な危険なことがありますとか、正しい使い方ができるようにということで、しっかり啓発をしていきたいと考えています。

門田委員長

学校生活の中では、かなりの規制はできますが、それ以外の場所になりますと難しいですね。

それからメールを交換したり、携帯電話で連絡取り合えるというのは、元々親しい間柄でスタートした関係なのでしょうね。それが、どこかでこじれたというふうな関係なのでしょうね。

山本委員

いじめの態様ですが、例えば冷やかされたとか、嫌なことを言われたという件数が一番多いですが、これはどんな頻度でこんな判断になるのですか。例えば1回言われただけでも嫌なのか、数回ならいじめになるとか、どのあたりが線引きなのでしょう。

人権・こども支援課長

ケースによって、また人間関係によって受け止め方がそれぞれあると思います。ただ、いじめの認知の定義に基づくと、1度でもその子どもが嫌なことだ、いじめだと感じた時点で、件数として認知しています。

松原教育長

この調査の特別個別ルールでしょうね。

山本委員

あまり過激にいじめの言葉が進み過ぎると、かえって人間関係に良くない場合もあるので、そこら辺りどうかと思います。

人権・こども支援課長

今の委員さんからいただいたご意見、大事にしていきたいと思えます。

やはりいけないことは、いけないで、いじめと認知した時点で対応していきませんが、その中で併せて大事にしていきたいことは、子ども同士の人間関係も含めて指導していくことです。

件数がありましたということだけでなく、そのことを解決していくと同時に、友達関係として互いに一人ひとりの大事な存在として、どういう関わりをしていくのが大切なのかということも、指導の過程の中では、大事にしていかなければならないことかと思っています。

門田委員長

認知件数が増えるということは、先生方がよく子どもたちを見ているということにもつながるし、早期発見にもつながるので、それは悪いことではないと思えます。

いじめられた子どもを先生方が支えていくこともものすごく大事ですが、教育現場では、いじめざるを得ないとか、いじめの立場に立ってしまう子どもを育てないということへの有効な教育の中身を作れたらいいないつも思います。色んな背景が、子どもにはあります。

こういういじめ問題を取り上げますと、ともするとその出来事を警察のように取り調べるというか、学校がそういう場所になってはいけないと、いつも思っていました。ともすると、取り調べるという

ことに神経を使ってしまったことに気付いて、改めて学校の現場は教育者の集まりなんだといつも肝に銘じたことを思い出します。

まずは、認知して、指導していくというのはとても大事なことです。そこから先は、色々な方の力を借りて取り組んでいかなければと思います。

松原教育長

市議会で門田議員からも指摘があった問題ですが、このいじめの問題というのは、先ほど定義の中でもあるように、いじめられた子どもがいじめと訴えればいじめになっています。しかし、本来学校というのは、精神的にも、肉体的にも発達途上の子どもたちが、狭い学校という空間の中で一緒に生活していますので、場合によったら気に食わないこともあるだろうし、喧嘩になる場合もあるだろうし、言い合いをする場合もあります。それを全て大人が、いじめだということで全部関わり込んでしまっていて、解決しようとしてしまったら、本来子どもとしているいろんな人間関係を自分が学ぶうえで、大切な教材を教師が取り上げて全部やってしまう可能性がある。

だから、本来は些細な問題については、子ども同士が子ども同士の人間関係の中で、乗り切っていないといけない課題だろうと思います。それをすべて先生が入り込んでしまっていて、仲良くしなさい、仲良くしなさいといってやりすぎるとせっかくの学びの機会を失ってしまう。

そこら辺りの程度を、教員はしっかり押さえた指導をしないといけないと思う。

門田委員長

その通りだと思います。

西山委員

教育長さんが言われたように、パンフレットの最後の部分に、その大事なことが伝えられています。

こんな所から始めてみませんかというところですが、これがきわめて重要で、社会に対して安心感をお伝えできるのは、おそらく友達や、クラスや学校からどういうメッセージが出ていくかによって、安心感というのが、広がっていくのではないかと思います。

だから、実際にこの子どもたちの討論会とかいったものを取材してもらったりとかして、いじめがどうこうと言うよりも、より明るくて楽しい学級になるにはどんな工夫をしているんだ、仲間外れとかそんなことにならないようなどんな工夫があるんだと、子どもたちの目線、子どもたちが話し合っているようなシーンを、今後は情報発信してみてもはどうでしょうか。

人権・こども支援課長

その通りだと思っています。

いじめは絶対に許されない行為であるということで、毅然とした対応をして行くとともに、教職員、保護者、地域の方、大人が見守っている態勢をしっかり作って行くと同時に、子どもたち自らが、自分たちの学校生活をより良くしていくために、人を大切にしていくことも学びを深めていくことが、とても大切なことだと思っています。

今回このリーフレットを作るにあたって、「これは駄目ですよ。」だけではなくて、子どもたちに「こんなふうにしてみたらいいんだ。」「いじめをなくしていくためには、自分たちがこういうことを大切にしてくんだ。」というようなことを考えてもらえるような内容のものを入れていくことが大事だと考え、最後のページに、この部分を載せるようにしております。

子どもたちと一緒に、より楽しい学校生活を送っていくために、どうしていったらいいかということを考えていくことが大事だと思っています。また、そうしたいじめの行為があった時には、それを解決していくためには、自分たちが何をしていくことが大事なのかということ子どもたちと一緒に、取組の中にしっかり生かしていくことが大事だと思っています。

門田委員長

これからも緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

西森委員

今までお聞きしたことで、感想めいたことが2点、質問1点です。

1点目です、最初にひどく叩かれたり、蹴られたりする例で、現に取り調べなどを受け、鑑別所にいるお子さんのケースを聞きました。その時のお答えの中で、子どもの辛さに寄り添って、見て下さっている大人がいるというところに非常に感銘を受けました。

先ほど委員長から取り調べなどであってはいけないという話もあって、それもその通りと思いました。要するに両方同じことを言われているのですよね。つまり、その子が事実を認めない訳ですよね。それはきっと色々な複雑な背景があるからだと感じ取って、寄り添って、その子の見ている世界を見ようとしている訳ですよね。その視点でもって当たれば、いつか心を開く日が必ず来ると思います。

変な話ですが、取調べする時は「やっただろう、やってないのか、何なんだ。」と責めたら、自白はしません。基本的には「辛かったね、しんどかったね、なんでそんなことをしたのかな。」という心で聞いてあげないと、自白はしない。それが一緒に考えていく、気付きの過程でもあるだろうと思って、先ほどの答えの中に、子どもさんに寄り添っている視線があることにすごく感銘を受けました。

2点目です。教育長が言われたことで、子どもたちが自分で育つチャンスを潰してはいけない。そこにある基本的な教育長さんの視点は、大人がずっと見ているということなんだと思います。

大津での大事件の報道を見る限りだと、見て見ぬ振りをした、見なかったことにした、要するに、そこで大人が見なかったことで、責任を放棄しようとした姿勢が非常に見て取れたことが、非常に悔しいと皆が感じたと思います。

「どうなのかな、どうなのかな、もう少し任してみようかな、大丈夫かな。」と思いながら見ている。でも、それはものすごく緊張感を持って大人が見続けるということだと思います。そういった意味で、教育長さんが言われたことを私なりに消化した結果としては、やはり見てないといけないんだと思いました。

3点目、質問めいたことになりましたが、ここで言われたことは、比較的実態的なこと、こうしたことはしてはいけないとか、こういうふうにしてみようとかが話だったと思います。

法律の世界で言うと、実態法というのがあって、これは盗んではいけません、借りたものは返さないとか書かれています。それが、全うされなかった場合どうなるか、それは裁判の手続きであったり、捜査の手続きであったりという手続法があり、両方がなかったら実現しない訳だと思います。

同じように、パラレルに考えた場合に、この学校現場で起きたことについて実態法に関する啓発活動について、これは非常に進んでいると思います。実際、子どもたち同士の自発的な解決する力を育てることもとても大事だと思います。ただ、いよいよ困った時に、教育委員会としては、学校教育としては、こういう対策をしますといったことをどこかで謳うことも、抑止力になり、皆の安心感にもなるし、逆にそれを謳うことで、必ず解決するという意思表示にもなると思います。

そのような形の周知活動、広報活動はされているかという質問です。

松原教育長

僕も、この啓発用のリーフレットにそれが必要ではないかと感じます。

例えば、暴力を受けて、怪我をさせられるといった、警察権力から力を借りなければならない問題があると思います。そうした場合は、子どもの正義を守るために、教育委員会としてはこうしますということは必要ではないか。それがこの中にあまりないのではないですか。

人権・こども支援課長

重大な犯罪行為に至るような件については、警察への通知も含めて、警察と連携した取組をしております。やはり、一定の行為に対する責任については、子どもにもしっかり分かってもらい、その責任を負うといったものが、国の通知等でも出ています。

それを保護者への周知とか、また子どもへの学習へ繋げていくために、保護者にもそのことは、学校でこういった重大なことがあったら警察にもきちっと知らせていきます、子どものために知らせていき、一番いい対応をしていきますよということを、保護者用リーフレットの中にも入れるようにしています。

委員さんがおっしゃったことは、子どもたちにとっても、将来のことを考えていく中で、非常に大

切なことです。あつてはならないことですが、あつた場合にはそれを生かしていける、その次に繋いでいけるようにしていくために、毅然とした対応をしていく必要があります。子どもたちにも、同時に保護者の方にも、こういう行為があつた時には、学校としてこういう対応を取りますよということを、これから周知をして行くという取組をしていかなければならないと思っています。保護者用のパンフレットには、その部分を入れ込んでいきたいと思っています。

門田委員長

それと毅然とした姿勢を出してほしいところですね。

西森委員

もう1つあります。

そういう意味では、私共にいただいた資料の4項目です。学校が警察に言うというのも最後の手段だと思います。さっきのひどく叩かれたり、蹴られたりで傷害事件になったりしたらそれはまた別ですが、やはり最終局面ですよ。

その前段階として、学校から相談とかがあつたら、教育委員会がちゃんと専門的に対応しているというようなことを保護者に知らせることもいいのかなと思いました。それだと、私だったら多少の安心はすると思います。電話かけたらかけっぱなしではなくて、教育委員会として色々関わってくれるのかなと、直ちに警察沙汰と言われるとドキドキするが、その手前でもいろいろしてくださるんだなというふうであればと思いました。

門田委員長

それをぜひ織り込んでほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に行きます。

「高知市立学校教職員の人事異動内申の提出について」説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課、土居でございます。

お手元の資料、終わりから2枚目にありますが、12月25日付で、平成25年1月1日付人事異動の通知を既に出しております。

これについて報告いたします。

お手元資料4枚目ですが、一宮小学校の今西教頭がシカゴ日本人学校に派遣されるという通知がまわりまして、それに伴います人事異動でございます。

平成25年1月1日付で、在外教育施設派遣教員ということになりますので、それに伴って一宮小学校に山本教諭を新たに教頭として内申を行い、25日付で、先ほど申しましたように通知、発令されている件についての報告でございます。

この在外教育施設派遣教員については、非常に短期間で連絡がまわりますので、教育長専決で決定しこの通知に至ったという報告でございます。以上です。

門田委員長

今西教頭はどれ位いかれるのですか。

学校教育課長

基本的には2年ですが、延長の可能性もあります。

西山委員

参考までに、今、高知市の教育委員会から海外に派遣されている先生は何人くらいいますか。

学校教育課長

管理職は3人です。

松原教育長

これは私の方で専決処分させていただいていますので、報告だけです。

門田委員長

これで、本日の議事日程は終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時00分

署名

委員長 \_\_\_\_\_

3番委員 \_\_\_\_\_